

令和 7 年

文教委員会会議録

と き 令和 7 年 8 月 2 5 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年8月25日（月） 午後1時00分～午後2時26分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 筒井 よう す け
委 員 まつざわ 和 昌 委 員 若 林 ひ ろ き
委 員 の だ て 稔 史 委 員 高 橋 し ん じ
委 員 横 山 由 香 理

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船 木 庶 務 課 長 石 井 学 務 課 長
佐 藤 子 ど も 未 来 部 長 上 野 子 ど も 育 成 課 長
吉野子ども家庭支援センター長 柏 木 子 育 て 応 援 課 長

○午後 1 時 0 0 分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項、所管事務調査、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は 8 名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で 6 名の方から写真撮影の申請がありました。本日、写真撮影の許可申請がありましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、これまでの例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

それでは、まず、写真撮影の許可申請について、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

前例どおりで。

○筒井副委員長

前例どおりで。

○若林委員

前例どおりで。

○のだて委員

審議をいつでも撮影していいと思います。

○高橋（し）委員

前例どおりでお願いします。

○横山委員

前例どおりでお願いします。

○つる委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いましたが、写真撮影については、これまでどおり議題に入る前のみ撮影を可とするという意見が多くございましたので、議題に入る前のみ写真撮影を認めるということにしたいと思います。なお、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影をしてください。

1 幹部職員の異動について

○つる委員長

それでは、予定表 1 の幹部職員の異動についてを聴取いたします。

本件につきまして、理事者よりご紹介願います。

○佐藤子ども未来部長

私からは、子ども未来部幹部職員の人事異動についてご報告をさせていただきます。

8 月 15 日付で三輪子ども育成課長が、東京都への復帰に伴い、品川区の職務を終了いたしました。後任の子ども育成課長には、8 月 16 日付で東京都総務局から新たに派遣された上野子ども育成課長が

着任をいたしました。

○上野子ども育成課長

上野でございます。子ども計画や児童センター、すまいるスクール事業等を所管いたします。よろしくをお願いいたします。

○つる委員長

どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 報告事項

(1) 品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者の公募について

○つる委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野子ども家庭支援センター長

それでは、私から、品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者の公募についてご説明させていただきます。

最初に、1の趣旨についてです。品川区立家庭あんしんセンターは、平成14年9月に開設し、母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設になります。

本施設は、地方自治法の改正を受け、平成18年4月1日以降、指定管理者制度を導入しております。令和8年3月31日をもって指定管理期間を満了するため、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針に基づき、次の指定管理者候補者を公募いたします。

次に、2の指定管理者が管理を行う施設の名称と所在地になります。名称は品川区立家庭あんしんセンター、所在地は平塚二丁目12番2号になります。

次に、3、指定期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。

次に、4、指定管理者が行う管理運営業務についてです。母子生活支援施設ひまわり荘の施設運営および事業の実施に関することなど、(1)から(6)までの業務を行っていただきます。

次に、5、指定管理者候補者の選定についてです。(1)選定方法は、公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定いたします。

(2)選定委員会の設置についてです。候補者の選定に当たっては、品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定委員会を設置いたします。

(3)選定基準についてです。指定管理者の選定に当たっては、利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであることなど、①から④までの基準を設定いたします。

最後に、6の今後の予定についてです。9月、公募要項の公表と説明会の開催。10月、指定管理者候補者選定予備委員会の開催、これが公募型のプロポーザルになります。11月に、指定管理者候補者選定委員会の開催。12月に指定管理者の指定議案提出と議決を経て、指定管理者の業務開始になります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者を公募するということで、選定基準を4つ挙げられておりますけれども、2つ目のところで、経費の縮減を図るものとありますが、無駄を省くことは私も必要だと思うのですけれども、どんどん縮減をしていって、実際、本来やるべきことができないということがないようにしていただきたいと思います。今回の委託する業務も、単純に事業だけで見ても6つの事業があるので、様々な事業を行っている場所だと思いますので、しっかり適正に業務ができるようにしていただきたいということで、選定基準②についての考えを伺いたいと思います。

3つ目の基準のところでは、物的能力、人的能力を有しているかということでも書いてあるのですけれども、これはどのように判断をしていくのかを伺います。

そして、今回、選定委員会を設置して決めていくということで、その中で学識経験者などにも話を伺うと思うのですけれども、どういった分野か、どういった方にお願いをするのか、伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

選定基準なのではございますけれども、こちらは、委員のおっしゃるとおり、無駄は省くのですが、実際にはこういったサービスの低下を招いてはいけませんので、サービスの低下を招かないような、業務の遂行をしていただく予定であります。

それから、物的能力、人的能力の部分ですけれども、子ども系の業務になりますので、専門性がとても求められているものになります。そういったところでいきますと、経験が豊かな職員の方を配置していただくなど、また、物的な部分に関しましては、やはり子どもの安全面とかを図らなければいけませんので、施設整備などを考えていただくことになります。

それから、選定委員会なのではございますけれども、学識経験者の方2名を配置することになっております。学識経験者の方、恐らく子ども系の関連する経験者の方になると思うのですけれども、知識のある方を選定する予定であります。

○のだて委員

経費の縮減のところは同じ考えだということだったので、適正に業務が行われようようにしていただきたいと思うのですが、縮減をやっていくと、だんだんやりたいことができなくなってくるところもあると思うので、そこはチェックしながらやっていただきたいと思います。

選定委員会のところでは、学識経験者2名ということで、しっかりそういった外部の知見も取り入れながら選定をして、よりよい施設にしていきたい。これは要望にしておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私からは、確認をさせていただきたいのですけれども、前回の候補者の選定の際と今回で変更点があると思うのですが、その部分を教えていただけますでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

前回と今回なのではございますけれども、特に大きく変わったところはありません。やはり今の業務を安全に遂行していただくようにということで、選定を行う予定であります。

○横山委員

品川区指定管理者制度活用に係る指針に基づいて、運営者に連続性が要求されることから、公募によ

らず、特定の事業者を指定管理者候補者として選定を行うことというのが、前回のときもそういった文言が入っていたかと思うのですが、今回、連続性という部分が書類には入っていなかったのですが、この辺りは今回はどういった形になるのかを確認させてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

今、委員のおっしゃられた品川区指定管理者制度活用に係る基本方針なのですが、こちらは10年という期限がありまして、それによらない場合は、指定管理者の公募・選定、公募の原則としましては、公募型プロポーザルでやるのが原則となっており、ちょうど10年になりますので、新たに今回、公募型のプロポーザルに踏み切ったという状態です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

母子家庭であったり、子育て家庭の支援ニーズであったりというのは、いろいろと多様化をしていて、ここに例えばそういった複雑化したニーズを公募の要件の中に区としてどうやって反映させていくのかというのが1つと、あと、せっかくですから、そういう利用する子どもたちの声。そういうのを要はアンケートであったりとか、聞き取りであったり、親に対する、何かそういったことも、指定管理者に義務づけるではないですが、そういったものをやってくださいとか、そういった考えを教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

こちらの指定管理者なのですが、第三者委員会というのもやっておりまして、その都度、サービスを受ける場合には、アンケート等を今でも行っているところになりますので、こちらについては、新しい候補者に対しまして、その部分についてはやっていただく予定であります。

○まつざわ委員

あと1点、これ、経理課になってしまうのか分かりませんが、5年という任期があつて、言葉は悪いですが、5年ごとに丸投げみたいな形になるわけですね。要は、指定管理者のほうでやってくださいということで。でも、その5年間の中にいろいろ流れが変わっていて、指定管理者も結局大変な時期もあつたりするわけですね。そうすると、5年という縛りが逆に重くのしかかってしまって、例えば2年3年という中間あたりで1回でも2回でも、何かそういう5年という縛りにとらわれずに、間、間で区がこういう手を差し伸べる、話を聞いて大変だという部分には、何かそういうことというのはできるのか、考えがあるのか、教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

今、委員がおっしゃられたところなのですが、私ども、今の指定管理者に対しましては、事業が始まるたびに、関連といいますか、話は聞いておりまして、毎月のように指定管理者との会議を行っておりますので、変化に対しましては臨機応変に対応していきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

先ほど横山委員からもありましたけれども、前の指定管理者との関係になるのですが、指定管理業務の中の、例えばひまわり荘とか、あと、4番のファミリー・サポート・センター事業などは、10年前に契約したときと社会情勢も違い、課題も随分出てきていると思うのです。だから、プロポーザルの提

案の中にそういう点も、やはり今までこうだったけれども、現在の状況の変化とか、今後どのようにしていこうというのが出てきてもらいたいと思うのですけれども、そういう提案についてはどのようにお考えですか。

○吉野子ども家庭支援センター長

社会情勢は確かに変わってきております。今の指定管理者なのですけれども、モニタリングというものをまた次回ご報告させていただくのですが、社会の変化であつたりとか、対応されるお子さんの変化、ご家族の変化であつたりというのは、ご報告を受けております。日々、そういったところの部分は対応できるようにしていこうと考えております。

新たな指定管理者に対しましては、やはりこの部分についてはとても大切な部分と受け止めておりますので、しっかりとやっていただきたいと考えております。

○高橋（し）委員

議会の委員会とか予算・決算特別委員会の中でも、この家庭あんしんセンターの業務とかについては、こういう課題があつて、このようにしたほうがいいという意見がいろいろな委員の方から出ているので、そういうのを踏まえて、先ほどモニタリングもあるというお話でしたけれども、そういった議会での議論を選定に活かしていただきたいと思います。最後にそれだけいかがでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

日々、変化を、次回の指定管理者に対しては、そういったところも求めて、新たなものにしていきたいと考えています。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 児童育成手当の所得限度額の改定について

○つる委員長

次に、(2)児童育成手当の所得限度額の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木子育て応援課長

それでは、児童育成手当の所得限度額の改定について報告をいたします。Side Booksの2-2の資料をご覧ください。

1、改定の内容でございます。区が実施しております児童育成手当の所得限度額の基準となります国の施行令、都の条例施行規則の改正に伴い、区の児童育成手当の所得制限限度額を引上げるものでございます。

引き上げる額ですが、表にございますように、各扶養人数ともに5万7,000円の引上げになります。なお、引上げにつきましては、令和7年6月分から適用し、10月から支給いたします。

続きまして、2、区民への周知、対応でございます。点の2つ目でございますが、令和7年5月以降に申請された方で、所得限度額を超えているために不承認となった方につきましては、その際に提出された申請内容に基づき、引き上げた所得限度額で再審査をいたします。そのため、改めて申請していただく必要はございません。また、再審査の結果、認定された方につきましては、認定結果を送付いたします。

点の4つ目でございますが、令和7年度の認定者につきましては、所得制限額の引上げのお知らせを送付いたします。

3、今後のスケジュールでございます。8月下旬に不承認の方の再審査の記載がございますが、こちらですが、先週の金曜日、22日に再審査を行いました。再審査の結果、所得限度額の引上げに伴い認定された方が1名おります。その方には、9月中旬に認定結果を送付いたします。10月上旬に、現在認定されている方にお知らせを送付するとともに、新所得限度額による支給をいたします。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

今回、国の施行令や東京都の条例施行規則が改正になったということで、変更になるということです。今回、5万7,000円引き上げるということで、その根拠といいますか、理由というのはあるのかどうか伺いたいのと、あと、再申請なしで既に出された方の再審査を行ったということは、住民の負担が少なくてよかったと思うのですが、今回1人、対象になる方がいるということで、対象者が増えてよかったと思うのですが、申請はしていないけれども対象になり得る人というのはいるのでしょうか。

〇柏木子育て応援課長

初めに、引上げ額の根拠でございますが、詳しいところまではあれなのですが、国の国民年金法施行令等の一部を改正する政令がございまして、その中で特別児童扶養手当の支給に関する所得限度額が改正をされたということでございますので、おそらく昨今の賃上げですか。その関係だろうと考えているところでございます。

次に、再審査の関係で、今後、改定後の認定者がどれくらいかということなのですが、今後、現在も子ども育成手当の現況届等の提出を新規でいただいております。その中で今回の改正に伴って、追加というのはですか。今までですと不承認になっていたものが、承認される方が大体8名から9名いるという形で想定はしてございます。

〇のだて委員

分かりました。そうすると、基準を引き上げた中で、今度の6月分の申請から、今まで申請していなかった人も対象になって、8人から9人ぐらいいるということですね。やはり、そこでしか申請していなかった人というのは対象にならないということですね。一応、その確認。

〇柏木子育て応援課長

子ども育成手当でございますけれども、これは申請されて認定をするという形になりますので、申請されない方につきましては認定はされないということになります。

〇のだて委員

なかなか今、いろいろ行政は申請主義なので、対象が広がっても、申請しないと受けられないというので、でも、今回、その中で申請している方は、すぐ申請不要でやられたというのはよかったと思います。

今回、5万7,000円引き上げたところでは、私はもっと引き上げてもいいとも思うのですが、あと、支給額も月1万3,500円で、今、子育てする中でいろいろお金がかかるということも言われていますので、そうしたことも必要かと思うのですが、今後、そういったことを考えていращやるのかどうか伺いたいのと、あと、対象年齢も引き上げていくということもあるかと思うのです。児童

手当が今18歳までだと思うのですけれども、そこで児童手当がなくなって大変だと。大学に通うのが大変だという声も聞いたりしておりますので、そうしたところを区でもカバーできるような形が必要と思うのですが、いかがでしょうか。

今、支給回数が年間3回だと思います。なので、4か月分がまとめて支給されるという中で、やはり生活が大変な世帯では、できるだけ逐一支給されたほうが良いと思うのです。支給回数も増やしていくということが、今、児童手当が年6回になっていますので、そういった形で増やす。さらに、毎月になれば一番良いと思うのですが、増やしていくというのが必要だと思うのですけれども、区の考えを伺いたいと思います。

○柏木子育て応援課長

支給額の引上げ、あと、年齢の引上げ、あと、回数の増というお話でございますが、こちらは品川区の事業にはなるのですが、もともと東京都の児童育成手当に関する条例、これに基づいて各区とも実施しているものになります。

ですので、基本、区独自で何か額を変える、年齢を上げることはしづらいといいますが、現実的ではない部分もございますので、何か機会等がございましたら、東京都にも、そういう声があるということは上げていきたいと考えてございます。

○のだて委員

それは支給回数とかも独自にはしづらいということなのでしょうか。

○柏木子育て応援課長

こちら、支給の回数、月もなのですが、今で言いますと、支給月が2月、6月、10月という、そちらも施行規則で定められております。

○のだて委員

独自にはやりづらいというお話なのですけれども、ほかのものでも23区統一とか、そういった形でやられているものもありますが、そうした中でも独自にやっているところもありますので、ぜひ東京都にも働きかけていただきながら、区としても先んじて一歩踏み出せるような形でやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○柏木子育て応援課長

繰り返しになる部分もございますけれども、機会を通じて都のほうにはそういう声を上げていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

確認なのですけれども、先ほどの周知の部分なのですが、ホームページ等でというのは、8月中とかに案内は掲載予定なののでしょうか。時期とか、スケジュールが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

あと、他区の同じような制度改正、どこでも行っていると思うのですけれども、例えば、お知らせをお送りするのを品川区でも予定されていると思うのですが、範囲はどの辺りまで送っていただけるのか、先ほどの再審査を行った1名の方とか、8名から9名想定されているという方のところには、個別のそういったお知らせが手元に渡るのかどうかというところです。

あと、もう1点が、申請の翌月分から原則支給ということだと思うのですけれども、制度改正によっ

て支給対象に新たになった方というのは、例えば、12月末までに申請すれば6月分から支給みたいな形で、そういった遡っての支給があるのかを教えてください。

○柏木子育て応援課長

まず、周知でございますが、こちらホームページは既に改定をしております。

お知らせの範囲ですが、児童育成手当の認定がされている方にはお知らせの通知をさせていただく形になります。

それと、申請の遡りでございますが、既に7月末までに申請されている方につきましては、6月に遡っての支給という形になりますが、それ以降につきましては、基本、申請された翌月からの支給になります。

○横山委員

対象になる方に伝えていく手法というのは、ダイレクトに伝えることができると一番理想的と思うのですが、現在認定している方のみ通知が行われて、それ以外の方はご自身で、改定される内容、ホームページは8月で、広報しながわも載せていただいているのでしょうか。分からないのですが、いろいろな手法を使って、対象の方にしっかりと情報を届けていただきたいと思っているのですが、その辺り、お考えをお聞かせください。

○柏木子育て応援課長

現在、申請されていない方たちへの周知でございますが、正直、ダイレクトにどの世帯がというのは把握できないものですから、そういう方々にダイレクトに送るということはできませんけれども、ひとり親の関係で様々な相談、また、ほかの手当もございますので、そういう部分で申請に来られる方はおりますので、そういう方々につきましては、こういう手当等の案内もこれまでもしているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査

子ども家庭センターと地域子ども家庭支援センターの運営状況について

○つる委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、子ども家庭支援センターと地域子ども家庭支援センターの運営状況についての調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑および委員同士での意見交換等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、まず、理事者よりご説明をお願いいたします。

○吉野子ども家庭支援センター長

それでは、私からは、子ども家庭支援センターと地域子ども家庭支援センターの運営状況について説明させていただきます。資料をご覧ください。

最初に、設置目的と役割についてです。子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合相談窓口になります。子どもや家庭などに必要な助言や指導を行い、保健センターや児童相談所等、関係機

関と連絡調整を行い、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭、家族を含め、一人一人の子どもの健やかな育ちをひとしく保障することを推進しております。

また、令和7年4月より、区内3か所の保健センター内に地域子ども家庭支援センターを設置し、虐待の予防的対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、幅広いアプローチを採用しております。一般的な子育て支援と特に支援が必要な家庭への対応を組み合わせることで、切れ目のない包括的な支援を目指しております。

記載はしていませんが、人員体制については、子ども家庭支援センター、会計年度任用職員を含めまして、全体で83名になります。うち地域子ども家庭支援センターは14名です。福祉職のほか、各センターには心理職を1名ずつ配置しております。

次に、左側の中央の図、支援体制の図をご覧ください。今お話しした関係機関との連携について、図でお示ししております。本課子ども家庭支援センターは、児童相談所、教育委員会、保健センターだけでなく、外部のNPO法人、医療機関等々、地域資源と連携・協働しながら、妊産婦・子育て世帯を一体的に支援しております。

次に、その下の図で地域子ども家庭支援センターの相談体制を図でお示ししております。区内3か所の保健センター内に地域子ども家庭支援センターを設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営ができるように体制を整えました。産前から産後に相談できる窓口を設置しておりまして、また、子ども家庭支援センター本部には統括責任者を配置し、連携を密にして対応しているところです。

最後に、中央の右側の青い図をご覧ください。子ども家庭支援センターの本年度7月末時点の相談対応数を記載しております。括弧内にお示した数値は、地域子ども家庭支援センターの数値になります。

表の2番目の項目、養護：虐待をご覧ください。令和7年度は、268件になっております。令和6年度の同月期間と比較しますと、126件減少しております。これは、前年度の10月より虐待の通報が品川区児童相談所へ一本化されたことにより減少したものになります。その代わりに、子ども家庭支援センターの重要な役割となる、表の上から3番目の項目、養護：養育困難をご覧ください。こちらの例としましては、主たる養育者が鬱病や統合失調などの疾患を抱えまして、養育が困難となるケースが多い案件になります。令和7年度は133件になっておりますが、前年度と比較しまして59件増加しております。

次の項目、育成：育児しつけ相談のところをご覧ください。こちらの例としましては、乳幼児の基本的な生活習慣等の相談等が多くなっております。令和7年度は119件、前年度と比較しまして69件増加しております。今後はこちらの対応数は増加すると見込んでおります。引き続き丁寧にきめ細やかな子育て支援の実現に努めてまいります。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見などがございましたらご発言願います。

〇のだて委員

まず、全体的な確認なのですが、私の捉えだと、児童相談所が虐待を担当して、子ども家庭支援センターは、そこまでいかないような家庭の支援というイメージを持っているのですが、それでいいのかどうかということと、この表を見ますと、養護：虐待というものもあるので、その確認をさせていただきたいと思います。

養護で養育困難も表の中にありますけれども、これはネグレクトということなのか。こういった状況

のことをいうのか、伺いたいと思います。

そして、この表の中では、いろいろ地域によってもばらつきがあると思うのですが、虐待全体でいけば、268件のうち、品川地区では122件、ほかのところより多いという感じを受けます。養護の養育困難では、これも品川地区ですが、ほかの地区より地域子ども家庭支援センターでの受付が多いですとか、あと、しつけのところでは、ほかの大井地区、荏原地区が多いというような状況がありますけれども、地域別の特性というか、違いはどのように分析されているのか、伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

まず、最初に、児童相談所との関係ですが、委員のご認識のとおり、児童相談所は一時的な保護ですとか、そういった大きなものに対しては児童相談所のほうで対応していただくことになります。

私ども子ども家庭支援センターは、そこまではいかないまでも、例えば、先ほど委員からお話のありましたネグレクトというのがあるのですが、こちらは虐待のほうに入ります。ネグレクト、実際には今とても心理的な虐待が増えております。大きな声を出して子どもを叱ったりとか、あと、夫婦同士でけんかをしてしまったり、面前DVというようなものがあるのですが、そういったときには心理的な虐待という形になりますので、子ども家庭支援センターが出ていくような感じになります。

それから、子ども家庭支援センターのほうなのですが、養護、こちらの虐待につきましては、今お伝えしました感じのものになります。ネグレクトであったりとか、心理的虐待であったり、そういったものになります。

養育困難の部分に関しましては、先ほど冒頭でもお伝えしたのですが、いわゆる最近とても多くなっているのが、家庭内環境といったところで、親御さんが精神的な、メンタルに支障をきたす事例が、先ほど133件とお伝えしたのですが、そのうちの百数件がそういった形で養育が困難になってしまっているという状態になっています。あと、親御さんがけがをするなど、そういったときに養育困難という形になりまして、相談を受けているような状態になります。

それから、地域によっての部分ですが、こちら地域性の部分につきましては、分析しますと、その辺の大きな差はそれほどないと考えております。やはり相談しやすい体制があるのかないかというところで、地域子ども家庭支援センターをつくりまして、かなり相談しやすくなってきたと感じているところでございます。

○のだて委員

地域的なところはあまり違いがないということで、地域によって、地域子ども家庭支援センターの周知、どこまで行っているかとか、身近なところにあるかとか、そういったところでまだ届いているところと届いていないところがある状況で、地域によって困難性に違いがあるわけではないという区の認識かと理解をいたしました。もし違いがあれば、後でご答弁いただければと思います。

その中で、この間、4月から実施してきて、地域子ども家庭支援センターがしっかり機能しているという認識かどうか伺いたいのと、現在までやってきた中で感じている課題などはどのようなことがあるのでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

地域によっての困難性なのですが、やはり最近なのですが、傾向としまして、親御さんの、いわゆる先ほど言った養育困難というところがありまして、困難性は地域によって隔たりがあるかということはないと思いますが大分困難性が増してきていると考えております。

それから、地域子ども家庭支援センターが今回、4月からできたことによりまして、保健センターの

母子保健と児童福祉の部分での両輪という形で一体的になってこういった対応ができるようになりました。例えば、健康診断があるのですけれども、こちらの健康診断で、お子さんが健康診断に来なかった場合、その場合は私どもと保健センターで一緒になって家庭訪問して、いわゆる居住不明の確認ができるようになりましたし、お子さんが健診に来られたとしても、そのときのお子さんの様子、あと、ご家庭の様子も一緒に見るができるようになりました。これによって、いわゆるお子さんの特性ですとか、そういった発達の部分の早期の発見ということだと、かなり効果は発揮するかと考えております。

今後の課題ですけれども、連携はもっと密にして対応していきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

今のところ課題は連携だということです。ぜひ困難を抱えた家庭を支援していけるように、連携も密にさせていただきながら、そして、知ってもらわないと相談も来ないと思いますので、ぜひお知らせをしながら、気軽に相談できるような形で進めていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

まず初めに、子ども家庭支援センターの相談対応数の中で、その他があるのですけれども、全数の中で5件で、地域子ども家庭支援センターの中で1件ということなのですが、その他の中にはこういった相談内容が含まれているのかを教えてください。

また、こうした母子保健と一体的に支援ができる体制、仕組みが整ったということの評価しているのですけれども、数字の部分だけではなくて、実際にどのように切れ目がなく効果的な支援に結びついていくのか、先ほども少し家庭訪問の話などがありましたが、それぞれ母子保健の担当から見た部分の課題と、児童相談の視点からの課題があると思ひまして、それぞれよかったと思う点、そういった部分、それぞれの部門から見た、現状と課題、今、4月から8月までやってみての区としての実感といいますか、現状どのような形なのかを、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○吉野子ども家庭支援センター長

その他の内容なのですけれども、こちらはお子さんに関係することではなくて、例えば、夫婦間であつたりとか、親族間であつたりとかの話が、そちらのほうになる方が何人かいらっしゃいます。

それから、2つ目の切れ目のないところなのですけれども、一緒に健康診断を行うこと、窓口のほうも何かあつたときにはすぐに私どもの児童の福祉職につないでいただくというような形で、健康診断だけに限らずに連携が図れております。

母子保健のほうは、やはり子どものこういった福祉の部分というのは分からない。それから、子どもの健康の部分、母子保健のいわゆる保健部門が、全てを分かっているわけではありませんので、その都度課題を出して、それぞれ足りない部分を補うような形で、日々、取り組んでいるところでございます。

○横山委員

その他の部分で、ご夫婦のことであつたりとか、親族であつたりとかという、様々、子育てそのものだけではなくて、例えば、先ほどの心理的DVの話も、夫婦間であつたりとか、ご家族内のトラブルだったりとか、大きなけんかみたいなものが子育てに与える影響という部分もあるかと思いますので、その辺りも、ひとり親部門のほうにそういった夫婦間のトラブルの相談窓口があるですとか、今回は母子保健のほうですけれども、ほかの部門とも連携していただいているとは思ひのですが、そうしたとこ

ろとも共有していただきながら、大きな枠組みで子育ての家庭と子どもたち、子育てを支援していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

あとは、先ほどの母子保健との連携も始まったばかりですので、いろいろ今、様々、情報共有だとか、連携を徐々に深めていっていただいている段階かと思っています。本当にこれからだと思いますので、仕組みに合わせて、またその都度でいろいろ、まずはお話しされて、情報交換とか共有の機会が、多分、以前よりも増えているということだとか、様々な制度を品川区はやっているかと思うのですけれども、お米の部分であったりとか、おむつの部分であったりとか、そういったいろいろな仕組みができています中で、やはりその中の職員であったりとか、子育てをサポートしていく支援者の方々だったり、職員の知見だったり、情報共有だったり、その辺りの連携の部分これからしっかり密にどんどんやっていただきたい。力を入れていっていただきたいと私は思っているのですけれども、その辺り、区としてはどのようにお考えでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

先ほど委員のご指摘の部分、ひとり親相談というところもありましたけれども、まず、今、週に1回援助方針会議というのをやっております、そこには、いわゆる児童相談担当だけではなくて、ひとり親の担当者も入り、かつ、ヤングケアラーの担当も、地域子ども家庭支援センターの職員も参加し、総合的に事案をそれぞれ出しまして、何が必要かというのを週に1回やっておりますので、連携を深めていきたいと考えております。

それから、先ほどの情報共有の部分ですけれども、やはり私どもが知っている児童系の地域資源については、担当の地域子ども家庭支援センターの職員にも下ろしております。その中で情報共有、何が必要で何が出していけるかを含めて、地域資源のご案内とか、そういうものはさせていただいているところでございます。

○横山委員

まずは情報をしっかりと持つ、共有すべきもので、しっかりと共有されているかどうかもうすし、いろいろなところが関わっていけばいくほど、例えば、地域子ども家庭支援センターの担当者の方は分かっているけれども、子ども家庭支援センターのヤングケアラーの方の担当者が分かっていたでなかったりとか、または、同じ方が保育園に通っていて、保育園の窓口の方はそこまでの事情まで分かっていたいなかったりであったりとか、そういったことが、まだ始まったばかりなので、近いところ、子ども家庭支援センター内では共有がされていたとしても、一歩先の少し想像力といいますか、こういう方であれば、このところでもしかしたら困っていることがあるかもしれないみたいな、そういったところに少し想像を広げていただくような、そういった連携にぜひ広げていっていただきたいと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

子ども家庭支援センターも地域子ども家庭支援センターもそうですけれども、今、いろいろな相談が多くて、職員のストレスとか、いろいろなケースをやるハードルというのが大分上がっていると感じています。

その中で、例えば、職員の研修の体制で、虐待予防、発達支援とか、そういう高度なケースの対応というのですか、そういった部分の研修は十分にやられていくのかというのを聞きたいのと、あと、ハー

ドな仕事の面で、離職するパーセンテージも多いと思うのです。そうすると、相談を抱えながら職員が辞めてしまうことが本当に大変なリスクですので、そういったものを補うような制度、そういうのがないようにどう支援していくのか、そういうのがあるのか、聞かせてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

今、委員がおっしゃられた点、相談が最近とても複雑化し、要望も強くなってきたのは事実でございます。ですので、職員が1人で行くのではなくて、必ず2人でまず行動を取るようにはしております。2人で行ったことによって、情報の共有化、そごがないような形で行っています。

それから、研修につきましては、こういったところの相談内容に対応できるような研修は、今後とも充実させていきたいと考えております。

○つる委員長

離職のパーセンテージが、もしあるのであれば。

○吉野子ども家庭支援センター長

離職のほうは、今のところ、私が担当した部分ではございません。

〔同日後刻に「1名、地域子ども家庭支援センターで退職された」と答弁訂正あり〕

○まつざわ委員

そういった研修をしっかりやられていて、2人で行くという努力もされていて、その中でもいろいろな相談というのは本当に、傾聴というのはすごく難しいと私も感じているので、そこら辺を本当にしっかりフォローしてあげていただきたいのと、先ほど横山委員がおっしゃいましたが、支援の長期化という部分になると、結局、担当者が途中で替わってしまったりとか、ケースがずれてしまったりして、その制度がずれてしまったことによって、制度の落とし穴というのは本当によく聞く話なのです。

だから、そういったところの担当の交代であったり、関係の引継ぎだったりののをどうスムーズにさせていくか。そういった、落とし穴に落とさないようなルールというのは子ども家庭支援センターであるのか。決めているのか。そこら辺を教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

支援の長期化なのですけれども、児童相談システムというのがありまして、そこに全ケースの、どういう対応をして、いつどのようにやったかを全て事細かに書いております。担当が替わる場合には必ず、先ほどお伝えした2人のうち1人はまず残って引き継いでいくようになっております。

それで、すみません、先ほどの離職の部分なのですけれども、4月にすぐに体調面を崩された方がいらっしゃいまして、1名、地域子ども家庭支援センターの方なのですけれども、退職された方がいます。

○まつざわ委員

本当にハードで、大変だと思っていますので、メンタルも含めてですけれども、相談するというのはすごく素晴らしいことで、窓口を拡充して、本当にいいことをやっただいていいるものであるもので、職員のメンテナンスというか、そこら辺は引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

この図によると、いろいろな機関が関わっているので、先ほどからお話に出ていますけれども、連携は非常に大切だと思うのですが、具体的にどのような機会に情報共有が、会議体があるだとか、連絡会議だとかがあるのかということが1つと、あと、要保護児童対策地域協議会との関係は何か。今回のこ

とで少し充実するとかがあるのかというのが2つ目。

3つ目は、先ほど離職のお話が出ましたが、福祉系の方の仕事の希望としては、高齢者福祉とか、あるいは障害者福祉がやりたくて品川区に入ってこられた方が、配置というかで児童福祉のほうに来たときに、児童福祉で一生懸命やっていこうという切替え、そういうのを職場でどのようにされているのかというのが3つ目です。

最後は、このような図を見ると、いろいろなのが関わっているの、中心にある子ども家庭支援センターのセンター長の役割の大きさというのは物すごく大きくなっていると思うのです。その辺り、この図の中心にいるセンター長の今後の決意というか、その辺をお伺いしたいのですけれども。

○吉野子ども家庭支援センター長

まず、どのような機会というところになるのですけれども、こちら、今、委員のおっしゃられた要保護児童対策地域協議会では、多くの機関、警察も含めて、そこで子どもの具体的な例ですとか、話し合う機会がございます。

それから、NPO法人とか、地域の子育て支援団体連携というのをやっているのですけれども、そちらのほうでもこういった情報の共有等を行っているところでございます。

それから、意に反して、高齢者のほうに行きたかったのに児童のほうになった場合なのですけれども、福祉という部分では考え方としては一緒の部分があります。子どものことを見ている、実際には、そのご家庭には高齢者の方がいらっしゃるとか、児童の部分も一緒に協力してやっていていただきたいということでお伝えしているところでございます。

私の決意といいますか、関係する団体がとても多いので、連携は密にして、話しやすいという言い方は変ですけれども、情報を共有しやすいような部分を大切にしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

最後に決意を述べていただいて、ぜひ図を見ると本当にいろいろな機関があるので、役割は非常に大きいので、期待していますので、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

すみません。先ほどその他のところであったのですが、その他の下の、他機関からの問合せも結構な大きいボリュームになっていると思うのですけれども、これは業務的なこともあるのかもしれませんが、先ほどのその他の対応のところと他機関からの問合せ、これが具体的に挙げられるものがあれば教えていただきたいのと、あと、今、高橋しんじ委員からもありましたが、要保護児童対策地域協議会関係も含めて、あとは、横山委員の質疑のときにも、連携とかいろいろあるわけですけれども、1つの窓口として、重層の事業で見たときに、先ほど親戚とかというのもあったので、その部分については、どのような日常のやり取りでその案件をやり取りするのか。この約半年でそういった件数があるのかないのかも含めて、教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

その他に関しましては、先ほどお伝えした夫婦関係の内容になります。

それから、他機関からの問合せなのですけれども、これは一番多いのが幼稚園とか保育園で、体に傷があったとか、あと、お父さんお母さんが迎えに来て、そのときに、子どもへの対応について少し気になる部分があるというような問合せが来たりしております。そういったときには、連絡をいただいたら、すぐに職員が行きまして、状況を見るようにしております。

重層との兼ね合いなのですけれども、こちらには、ヤングケアラーのほうで何件か出してはおります。実際にこちらの重層のほうでは、障害であったりとか、高齢者であったりとか、そういったところの担当者も来ますので、そこでの連携を図りながら今後、活用していきたいと考えております。

○つる委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 行政視察について

○つる委員長

次に、予定表4、行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副委員長案としてお示しした視察先および視察項目について、先方と調整をさせていただき作成した調査項目・日程案をSide Booksに掲載させていただきました。

なお、先方の都合上、前回の正副委員長案から、視察先および視察項目が変更となっております。

行程といたしましては、初日、10月29日水曜日の午後に奈良県天理市でほっとステーションについて、2日目、30日木曜日に愛知県豊田市で、午前には豊田市博物館アクティブ・ラーニングツアーについて、午後には豊田市こども・若者計画およびユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業について、そして最終日、10月31日金曜日に静岡県静岡市で、午前には静岡科学館る・く・るについて、午後には静岡市こどもクリエイティブタウンま・あ・るについて、それぞれ視察してまいりたいと思います。

なお、宿泊については、10月29日は愛知県豊田市、10月30日は愛知県名古屋市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、視察の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更などが出た場合は正副委員長にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から事前に質問事項をお送りいただきたいとのご依頼がございます。質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思いますっておりますが、各委員それぞれ視察先について少しお調べいただいて、どういうことを先方に聞いて確認したいかなどを事前にご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

○つる委員長

最後に、予定表5、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○石井学務課長

それでは、私より、光林荘におけるトコジラミ発生に関する対応についてご報告を申し上げます。

このたび、今、区の保養施設である光林荘ですが、ここで学校行事である林間学園が行われてございました。そこでトコジラミの発生が確認されたことから、5年生の林間学園につきましては、児童の安全を最優先に考え、駆除作業が完了するまでの間、中止することとしてございます。

これまでの経緯でございます。8月5日に、林間学園宿泊中の学校より、トコジラミ発生の報告を我々学務課で受けました。その段階で、今回の宿泊以外に、同日宿泊を、これから予定している学校の宿泊をキャンセルし、日帰りの行程で林間学園を実施することといたしました。職員も現地の状況を確認しながら、施設管理運営事業者に事情を伺った上で、今後の実施予定の林間学園の中止を当時決定しておりました。

8月5日の段階では、8月6日から8月9日までの中止という形で、一定の判断をしてございました。光林荘におきましても、一般の宿泊受入れを停止し、今後の経緯とか対応につきまして、随時報告するよう求めています。

8月6日、その後、専門業者による全室の駆除作業および点検を行いまして、そこでは4部屋でトコジラミの痕跡を確認しております。作業の実施に当たっては、どのような形で実施したほうがいいのか、今後の影響等どうなるか等、日光市を所管する保健所に相談をしております。

8月7日、その間、専門業者より、初回駆除から大体1週間ぐらいの再駆除をすれば宿泊可能なのではないかという見解を得たのですが、この間、学務課においても、改めて駆除方針について相談したり、光林荘においてもそれぞれ保健所に相談をしたりしてございました。

その後、8月12日ですが、過去の一般利用者から、トコジラミの痕跡があったということで、そういった報告もいただいております。

8月13日から14日、これは初回の駆除から1週間たった2度目の駆除なのですが、そこで全室の駆除作業および点検を実施したのですが、その間、一部の部屋につきましては、3回目の駆除が必要だという見解を受けて、これでは全室駆除がなかなか難しいだろうということで、8月中に実施予定の林間学園全ての中止を決定したところでございます。

今後につきましては、施設管理運営事業者から、当時の状況ですとか、今後の再発防止、予防などの、そういった対応につきまして報告を求めるとともに、今後、9月には小学校6年生の移動教室が控えてございますけれども、その実施の可否についても、今後の確認作業ですとか、そういったものの後に改めて判断した上で、皆様に周知したいと考えてございます。

なお、今回、林間学園ということで、いろいろキャンセル料とか、そういったことも発生してくると思いますけれども、そういったキャンセルに伴う対応については、また別途検討の上、改めて対応について進めていきたいと考えているところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

2度目の駆除まではされて、3度目の駆除は行ったのかどうか。その結果があれば伺いたいのと、最初のときは4部屋で発見されたということですが、その後、増えているのかどうか、伺いたいです。

報道では、発見したときに、トコジラミがたくさんいる部屋で子どもたちを寝かせたと。その児童は結局眠れなかったと書かれておりました。

こうした児童の不安な気持ち、怖い気持ちというのはよく分かりますので、なぜそうなってしまったのかと思うのですが、今後、そうしたことがないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

3度目の駆除なのですが、詳細についてはまた業者から上がってくる報告を待っているところではございますが、取り急ぎ、8月20日に業者が入って駆除作業をしております。現段階ではまだ正式な報告をもらっていないので、詳細については今後の確認となつてございますけれども、3度目の業者が入った状況でございます。

続きまして、一部、SNS等の報道でございました、トコジラミのたくさんいる部屋にお子さんが泊まっていたということを聞きまして、やはりそのときには、まずは虫が出たということで、児童がそのようなことを言ったことに関して、もう少し寄り添うべきだったという反省も現場から上がってきているところでございます。

そういった中では、今後も、自然の中で宿泊行事を行うものなので、やはり虫が出ることは当然出てきますけれども、そういった中で様々な状況が発生するというところで、現場の職員がきちんと子どもたちの声に耳を傾けながら、適宜適切な対応が取れるように体制を整えていきたいと考えております。

○のだて委員

自然の中だということですが、やはり恐らく相当いたのだと。記事の状況だと、たくさんいたというような感じだったので、それは配慮すべきだったと思いますので、今後そうしたことがないようにしていただきたいと思います。

今回、行けなかった学校というのは何校あったのか伺いたいのと、楽しみにしていた子どもたちがいると思いますので、今後の代替策というのを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

今回、全部で36校が林間学園の予定をしてございました。本件発生時までには林間学園を行ったのが19校でございます。当日発生したとの報を受け、そのまま日帰りの日程を講じたのが2校、そして、そもそも林間学園自体が中止となったものが全部で15校ですので、17校につきましては、林間学園の全部または一部ができなかった状況でございます。

これらの学校につきまして、やはり子どもたちにとってすごく貴重な体験機会の場でございますので、現在、学校とも連携しながら、どういった方法が可能かということを検討しているところでございます。

一方で、トコジラミ、近年はやってございますけれども、それに対してどのような形で管理体制が取り得るか、そういったこともきちんと検討してまいらねばならないので、当然、子どもたちの体験の確保、そして、その中でどうやって安全が確保できるか、もろもろ検討していきながら今後進めていきたいと考えてございます。

○のだて委員

ぜひ今後、代替策を考えていくに当たって、子どもたちの意見も聞いていただいて、一緒にどうやったらできるのかを考えていっていただきたいと思います。

まだ3回目の駆除の報告が来ていないということなので、どういう状況か分かりませんが、9月の6年生の移動教室の実施がしっかりできるような形で対応していただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

トコジラミが発生し、駆除を何回かされているということなのですが、トコジラミ、品川区の

ホームページにも記載のとおり、寒さに強く、飢えにも強い。また、殺虫剤も効きにくく、駆除が難しい害虫ですと書かれておりまして、3回目の結果待ちということですが、駆除し切れるのか。今後に対症療法的にずっとそのたびに駆除していくおつもりなのかと、また、トコジラミが発生した原因というのは、建物の老朽化とか、そういったこともあるのかと思っているのですけれども、発生した原因というのは、区としてはどうご判断されているのでしょうか。

○つる委員長

一応、建物の部分とかは区民委員会の所管でやっているの、共有されている中で分かるところでお答えになっていただければと思います。

○石井学務課長

まず、今回、今後の駆除について対症療法的にやっていくかですけれども、やはりこのトコジラミというのは、非常に駆除が難しいものであると考えております。当然、一部では、例えば発生して、本当に根絶を目指すためには、数か月程度で駆除していかなければいけないということもあると聞いております。

その中で、例えば、本当に全部いなかったとしても、今度また別の機会に出てくる可能性もあります。その中では、そういった状況も踏まえながら、施設としてどうやったら安全を確保できるのか。これが一番のところであると考えてございます。

また、発生原因なのですけれども、一般論としてですが、厚生労働省の補助金を受けて、東京都のホテル旅館生活衛生同業組合があるのですけれども、そちらが「旅館・ホテルのための害虫対策の手引書」というものを作っております。その記述によりますと、トコジラミの発生は、やはり持ち込まれることが非常に多いと。例えば、建物が不潔だとか、清掃が行き届いていないとか、そういうところではなく、やはり持ち込まれると。日本におきまして、やはり、インバウンドの増加ですとか、そういったことで、光林荘のみならず、いろいろなところの施設で被害が生じているとは聞き及んでおります。

ですので、この発生につきましては様々な要因が考えられるのですけれども、なかなか原因の特定については難しいと考えてございます。

○筒井副委員長

承知しました。数か月かかるというお話もありましたし、先ほどお話のあったとおり、ぜひお子さんの体験確保のために、光林荘にこだわらず、代替策の検討を積極的に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

この駆除の費用はどのようにするのですかと聞こうと思ったのですけれども、区民委員会のほうだからやめて、先ほどの代替の話ですけれども、6年生ができたと仮定して、そうすると、残り僅かの秋の期間に17校が行けるように何とかしていただきたいというのが1つ。

それと、ただ、行事が詰まっていますので、行ける学校と行けない学校が出てくる可能性がある。そこを校長会なり教育委員会としてどのようにしていくのか。ゼロか17校、どちらにするのか、あるいは5校ぐらいが学校行事の都合で行けたら、そこを行かせるとかは、仮定の話なので申し訳ないですけれども、現状での意向というか、費用の点でもしお答えいただけるなら、お願いします。

○石井学務課長

非常に内心を申し上げますと、やはり17校全部の体験を確保してあげたいと考えております。ただ、やはり林間学園につきましては教育課程外で行われている行事でございますので、当然、それを教育課程にどうやって振り替えることができるかですとか、そういった調整が必要になってくると考えております。

一方で、例えば、学校によっては実施が可能だという学校もあれば、そうでない学校も出てくる可能性もあります。そこにつきましては、例えばゼロか17校かにこだわるあまりに機会をなくしてしまうことがないように、また、例えば、5校だけでも行けるような状況を確保したときに、それ以外の学校についてどのような形で子どもたちの別の体験を確保していくか。これにつきましては、やはり児童の状況ですとか、そういった中では、学校現場との話し合いが必要になってくると考えております。

○高橋（し）委員

なかなか仮定の質問で申し訳なかったのですが、ほかの委員からもありましたが、何とかそういう経験をする機会をつくっていただきたい。日帰りでどこか別のところとか、あるいは、コロナのときの屋形船ではないですが、そういった方法とか、何らかの方策をぜひ検討していただきたいと思います。もちろん駆除するというのが大前提で、これは要望でお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。

では、すみません。今回、教育課程外ということなのですが、その遂行に当たっての全般的な、例えば、賠償保険みたいなのがありますね。遂行過程において、けがをしてしまったとか、そういったことの部分があるかと思うのですが、全体のそういったときに催事が履行できなかったことに対する何らかの保険的なものが、こういう今回の場合は入っているのかというのと、あとは、どこまで見ていくかという部分があるかと思うのですが、代替施設をどのように包括的に、ほかの自治体だとか、提携している先とかで、当然、一般利用もあるのだと思うのですが、そうしたところの利用とか、これはいろいろな手続上とか、煩雑になって大変でしょうし、今、高橋しんじ委員からもあったのですが、行事との兼ね合いも当然あるわけで、保護者の考え方、また、光林荘が駆除できましたとなっても、そうしたものが発生したところというのは、そういうご意見の生徒ないし保護者もお考えとしてあるかもしれないところでは、例えば、地域を担当している、これは日光市ですね。その市の、自治体のほかの施設とか、近隣の体験等をやる、そうしたところもあるのかと思いますが、この辺りは今のこれまでの対応を含めて、今回だけではなくて、過去の事例も含めて、先ほどコロナのというのがありましたけれども、そうしたときのことも含めて、どのような体制があるのかを教えてください。

○石井学務課長

今回、例えば、こういった行事の中で児童・生徒がけがをしてしまったですとか、そういった場合については、スポーツ振興の共済給付がございますので、学校の管理下で行われると、その部分についていわゆる療養の給付がなされる場所なのですが、それが中止されることによって一般的な損害を受けた場合についての何か保険については、加入していない状況でございます。ですので、こういった状況が発生した場合については、また別途のものを検討せねばならないと考えております。

また、今回、仮に駆除ができたとしても、施設の体制ですとか、そういったものに対して当然不安に思われるような保護者の方々もいらっしゃると思います。そういった状況も踏まえながら、どういった方策が可能なのか。先ほど委員長ご提案の近隣の施設というのがありますし、あとは、例えば、同じよ

うな日光で、今は当然避暑シーズンですので、なかなか宿が確保できないという問題もございます。

今、そういった中では、林間学園ですとか、いわゆる旅行会社を経由して移動の手配とかもしておりますので、そういった方々のご助言もいただきながら検討していきたいと。もちろんそれは学校現場がどういうところに行かせることによって、教育の仕組みを構築していきたい、これが一番だと思っております。その中で様々な手段を一つ一つ検討していきたいと考えております。

○つる委員長

そもそもの発生原因はなかなか特定が、一般論の話でもあったわけですがけれども、最終的に機会損失というか、それをどう見ていくかであったり、5年生だから、視野を広げてみるとあるのかもしれないけれども、そのときにしか経験できないといった意味では、その損失をどうするか、あとは、区民委員会のほうになるかもしれませんが、求償権というところで、例えばそれに伴う様々な、教育委員会だったり、学校だったり、保護者も含めての対応があったのだろうと想像すると、最終的に発生の原因が分かった段階で、そうした経済的なところ、求償権、あと、対応もどのように求めていくことができるのかというのもきちんとやるべきかと思います。

これは本当に各学校で、保護者ないし児童に対して、慰め的なお話だけで終わるような形ではなくて、やはり対応をしっかりと広い視野で求められるところについてはやりながら、同等のといいますか、夏の時期はこれはどうしても無理なわけですがけれども、それに代わるような形をしっかりと検討するのも含めて、できることは求めていったほうが良いと考えます。要望です。

○若林委員

中身については、様々な意見、各委員の質疑で確認させていただきました。これだけの質疑をその他の事項でやる項目ではないですね。これは教育委員会として、本当に委員会への報告事項として、重々反省していただきたいというのが、聞いていた思いです。

36校中17校が中止、または一部できないと。教育委員会にとって、夏休みの5年生にとっても最も大きなトピックではないですか。それをノーペーパーでその他で報告するというのは、私は違うのではないかと。別にこれは誰かに言うということではありませんけれども、今後の報告として、重々またお気をつけいただきたいと。意見だけ申し上げます。

○つる委員長

意見でよろしいですか。

○若林委員

いいです。

○つる委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時26分閉会

